施策項目2　地方分権への対応と連携体制の確立

施策内容 1

# 自主・自立のまちづくりの推進

今後も活気ある自主・自立に向けたまちづくりを進めていくため、国の進める地方主権改革に対応した効率的・効果的な行財政運営を行い、周辺市町との連携体制を強化します。

**《現況と課題》**

国の地域主権改革に伴う権限移譲により、町の裁量で決定できる事項が多岐にわたるようになるなど、地域のことは地域に住む町民が責任を持って決める地域社会をつくることを目指した取り組みが進められ、地方自治体は、より自主性や自立性が求められています。一方で、単独自治体では解決が難しい課題については、自治体間で協力することで大きな効果が見込まれるものもあり、連携体制の構築が求められています。

## ■施策の方向性

**①地域主権に対応した体制づくり**

・移譲される事務と従来から処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって権限移譲の効果を最大限活かせるように、庁内の体制づくりを進めていきます。

**②自治体間連携の推進**

・すでに広域化されているごみ処理やし尿処理、介護保険事業や広域消防などの円滑な運営を行うとともに、他の分野における広域化についても効果を検証し、必要に応じて推進します。

・電算処理など共通システムの導入による事務の効率化や３町にまたがるボタ山の有効活用をはじめとして、周辺市町との連携により高い効果が生まれる取り組みを積極的に進めていきます。

**③協働によるまちづくりへの体制づくり**

・まちづくりに関心や意欲のある町民がまちづくりに参画できる体制を構築し、町民の意向や町の現況と課題をきめ細かく把握し、各計画の策定などに活かしていきます。

・各計画の策定など行政内の重要事項を検討するにあたっては、小委員会などを設置し、連携体制の構築による実効性の高い計画立案を目指します。

・事務事業の中でも、町民や団体、民間事業者で実施できるものについては、指定管理者制度などを活用するなど、積極的に委ねていきます。特に、地域における課題にきめ細かく対応した事業を行うため、現在の地域活動を把握し、その支援を行うなど連携体制を強化していきます。

・須恵町型のまちづくり推進のため、行政・地域との協働事業の創出についても検証を行います。

# 商工会だより　1月号

## 節税対策はお済みですか？

**◆小規模企業共済制度**

個人事業をやめられたとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したとき、会社などの役員を退職したときなどの生活資金などをあらかじめ積み立てておく制度です。

**○経営者の退職金**

退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度

**○掛金**

全額が課税対象となり所得から控除

**○加入者数**

全国で約１２０万人の経営者が加入

**○無理のない掛金**

月額千円～７万円の範囲で自由に選択

**○共済金の受取り**

一括・分割・併用の３タイプ

**○災害時や緊急時**

契約者貸付けの利用が可能

また、平成23年1月からは個人事業主の「共同経営者」も加入できるようになりました。

（個人事業主1人につき2人まで）

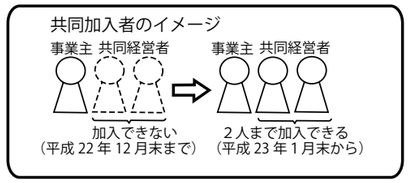


まずは、「小規模共済」で検索してホームページをご覧ください。

その他にも

・事業資金に困ったとき

・記帳や経理事務に困ったとき

・経営に役立つ共済制度に加入したいとき

・経営のいろいろな問題に直面したとき

・労働保険の事務に困ったとき

詳しくは、商工会へお問合わせください。

**▼問合せ先**　須恵町商工会

☎９３２・６７００



# すえっ肥優良賞受賞

11月30日（水）、第7回ふくおか良質堆肥コンクールの表彰式が行われ、「すえっ肥」が大家畜部門・優良賞に輝きました。

このコンクールでは、肥料の官能審査（色相・形状・臭気・水分）や生物分析審査などを評価するものです。福岡ブロックを2位で通過し、その後行われた県審査会で3位となりました。

**▼すえっ肥の成り立ち**

須恵町堆肥組合須恵町内の酪農家で組織する須恵町堆肥生産組合が平成22年4月から製造および販売しているものです。

酪農事業により排出される牛ふんを原料としオガクズ、町内美化作業や各家庭から排出される「草・木、剪定枝」を細かく破砕したものを混ぜ合わせています。

**▼販売方法**

・袋販売　３５０円（容量／40リットル）

・バラ販売　１，０００円（軽トラックの荷台の約1杯分）

**▼問合せ先**　須恵町堆肥供給センター

☎９３７・６６６０

☎０８０・６１６１・９３９３

# 子ども手当認定請求手続きはお済みですか？

平成23年10月1日から子ども手当法が改正され、申請しなければ10月以降の手当を受給できなくなります。手続きがお済みかご確認ください。

**提出期限　平成24年3月30日（金）**

10月分までさかのぼって受給できます。ただし、2月に受給するためには、1月13日までに提出していただく必要があります。

**◆次に該当する場合はご注意ください**

・10月以降に子どもが生まれた場合や、他市町村から転入してきた場合は、その翌日から15日以内に申請しなければ手当を受給できない月が出ます。

・子どもと別居している場合（施設入所・海外在住を除く）も原則、保護者が住んでいる市町村で申請する必要があります。

**▼問合せ先**　子ども教育課

☎９３２・１４５９（ダイヤルイン）

☎９３２・１１５１（内線２７３番）

# コミュニティバスに対し、いただいたご意見にお答えします

**●利用者について**

町民はもちろん、須恵町を訪れた町外にお住まいの人も利用できます。

**●運賃について**

平成22年4月、福祉バスからコミュニティバスに変わりました。その当時から有料（１００円）になっています。

ただし、次に該当する人は無料です。

・小学生以下および65歳以上の人

・健康福祉課交付の介護保険被保険者証保持者および同乗する介護者1人まで

・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳保持者および同乗する介護者1人まで

**工事に伴う一時路線変更のお知らせ**

○期　間　3月31日（土）まで

○対象路線　新原～川子線

○対象区間　川子入口～川子公民館

○う回路　新原工業団地へう回します

**▼問合せ先**

須恵町地域公共交通活性化協議会事務局　まちづくり課

☎９３２・１１５３（ダイヤルイン）

☎９３２・１１５１（内線３４４番）